

令和4年度第2回小美玉市総合教育会議議事録

- 1 日 時 令和4年9月27日(火) 午後3時40分～午後4時30分
- 2 場 所 小美玉市役所 本庁2階 第2・3会議室
- 3 出席者 (市長及び教育委員会)
島田市長、羽鳥教育長、狩谷委員(教育長職務代理者)、山口委員、
中村委員、柴田委員、小仁所委員
(事務局)
市長公室長、教育部長、教育委員会理事、文化スポーツ振興部長、
教育指導課長、教育企画課長・課長補佐・主任、スポーツ推進課長、
生涯学習課長、秘書政策課長・係長・主任
- 4 会議次第 ○あいさつ ・市長あいさつ
・教育長あいさつ
○協議事項 ・小美玉市教育大綱について

5 内 容

○司会(秘書政策課長:以降の表記は「司会」)

それでは皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和4年度第2回小美玉市総合教育会議を開催いたします。

本日司会を務めます、秘書政策課の植田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは開会にあたりまして、島田市長よりご挨拶をお願いいたします。

○市長

改めまして、皆様こんにちは。

教育委員会委員の皆さんには、日頃から小美玉市の教育の充実と発展のためにご尽力いただき、心から感謝を申し上げます。

さて、本日の協議事項は「小美玉市教育大綱について」になります。

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める本大綱は、平成30年4月に策定してから4年が経過します。近年、急激に変化する社会情勢の中で、子どもたちをはじめ、すべての市民が心豊かに生き抜いていくためには、変革の時代に即した教育大綱に見直しする必要があると考えております。

本日は、本市の目指す教育の将来像の実現に向けて、本大綱で定める基本方針や基本施策等について、ご協議をいただきたく存じます。委員の皆様から忌憚のないご意見等々をいただきながら、本日の会議を有意義なものとして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。続きまして、羽鳥教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長

改めまして、皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、島田市長をはじめ、教育委員会委員の皆様には、日頃より本市教育並びに教育行政に対しまして、たくさんのご指導ご支援をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

教育の未来である5年後、10年後、そしてその先を見据えるときに、その基となる理念や方針が大事になってきますが、それが本日の協議事項である教育大綱だと思っています。

改めて本市教育の教育理念を確認させていただきますと、「夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくり」という文言。これは子どもたち一人ひとり、そして市民の皆様お一人おひとりが、夢や希望、目標を持って、主体的に、みんなで共同的に、行動できるような姿を目指していると。そして誰もが豊かで幸せな人生を送って、社会全体が幸せを実現できる場になっていくと。これが教育の究極の目標、目的になると思っております。

本日この会議で皆様から貴重なご意見をいただいたものを事務局として、現場の教職員一人ひとりにしっかりと浸透させまして、本市の教育の充実を図っていきたいと思っておりますので、この後の協議について、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。それでは、早速、協議事項に移らせていただきますが、以降の説明、それから、ご発言につきましては、すべて着座にて行わせていただきます。

また、ご発言の際は、マイクを使用し、所属、お名前を名乗ってから、ご発言をいただきますようお願いいたします。

なお、議事進行につきましては、小美玉市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、市長が行うこととなります。また、運営要綱第9条に基づき、議事録は、市ホームページにて公表されますので、あらかじめご了承ください。それでは、議事進行につきまして、島田市長、よろしくお願いいたします。

○市長

本日の協議事項として「小美玉市教育大綱」について進めてまいります。

それでは事務局からの説明を求めます。

協議事項：小美玉市教育大綱について

○秘書政策課 海保係長

小美玉市教育大綱につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1の「小美玉市教育大綱について」をご覧ください。はじめに1頁「1 法律上の位置づけ」です。教育大綱とは、法律に基づき、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策を定めるものとしております。

次に「2 計画の位置づけ」です。小美玉市教育大綱は、本市の最上位計画である「第2次総合計画」と整合を図りつつ、教育振興基本計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画と連携を図るとしております。

次に、2頁になります。「3 計画期間」です。表の点線に記載のとおり、教育大綱と連携を図る、1段目の総合計画、3段目以降のそれぞれの計画は、現在計画の見直しを行っております。各計画では計画期間を定めておりますが、現教育大綱は計画期間を定めておりません。各計画と連携を図る必要があることから、それぞれの計画の見直し時期を踏まえて、新たな教育大綱では、計画期間を定めることが適当と思われまます。

次に、「4 策定の方針」です。策定あたり、マルで記した5つの視点を挙げました。1つ目では国の教育振興基本計画等を参酌すること、2つ目では感染症に影響されない新たな環境、3つ目ではデジタル技術を活用した効果的な学び、4つ目に超スマート社会を念頭に次世代の人材育成に向けた教育、5つ目に市長が進める「教育の重点施策」の反映となります。

次に、「5 策定スケジュール」です。本日9月27日、現大綱の基本方針などについてご協議いただき、協議結果を踏まえ、教育大綱の素案をまとめ、12月に市民へのパブリックコメントを実施いたします。令和5年2月に開催予定の総合教育会議にて、パブリックコメントの結果を踏まえた「教育大綱原案」について、皆様にご協議いただき、3月中に大綱を策定し、公表する流れとなっております。

3頁になります。「6 教育を取り巻く現状と課題について」です。平成30年に現教育大綱を策定して以降、「(1) 社会情勢の変化」では、「人口減少・少子高齢化の急速な進展」「グローバル化の進展」などが挙げられ、また、「(2) 子どもたちを取り巻く課題」では、「子どもた

ちの多様化」や「コミュニティの希薄化」「コロナ禍での影響」など、様々な問題が生じております。

次に、4頁をご覧ください。「7国の動向について」です。こちらは、国が「次期教育振興基本計画」の策定に向けて、文科省から中央教育審議会へ諮問した内容を一部抜粋したものになります。1つ目では、「全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を目指す」こと、2つ目では、「他者への共感や寛容性、更には多様性を尊重する態度、人間関係を築く力などを育成する機会の提供」、3つ目では、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出されること」などとしております。

次に、5頁をご覧ください。「8大綱の改定内容について」です。かっこ書きの1つ目「趣旨・位置づけ・対象期間」、2つ目の「3つの視点」、3つ目の「基本方針及び基本施策」が変更した主な箇所となります。

続いて、資料2をご覧ください。左側は現大綱、右側は大綱改定案になります。

5頁・6頁をご覧ください。左側5頁の現大綱では、体系図のみとなっておりませんが、新たに改定する大綱案では、「趣旨」・「位置づけ」・「対象期間」を明記いたしました。「対象期間」では、連携する各計画と整合性をとるため、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間と定めております。また、体系図では、現大綱は基本方針までを記載していましたが、大綱改定案では「基本施策」を追記することとしました。基本施策の印刷がずれて一部分が見えなくなってしまいました、申し訳ございません。基礎基本の「定着と主体的」の文言となります。

次に資料2の7頁・8頁の「基本理念」をご覧ください。こちらは現大綱の基本理念を変更せず、赤文字のみを加えました。

次に、9頁・10頁をご覧ください。こちらは「3つの視点」になります。1つ目の視点になります。こちらは人種や国籍、障がいの有無に関わらず、子どもたちがお互いを尊重し、誰もが自らの個性や能力を最大限に伸ばす教育が求められていることから、赤文字の部分を加えました。2つ目の視点では、誰もが安心して学べる教育環境の整備ですが、教育の重点施策でもある「コロナ禍においても学びを止めないデジタル技術を活用した教育環境」、「市民協働での教育環境の整備」について、追記させていただいております。

次に11頁・12頁をご覧ください。ここからは基本方針及び基本施策となります。現大綱と大綱改定案を比較するにあたり、資料1の5頁「大綱の改定内容」をご説明させていただきたいと思います。

中段にございます「基本方針及び基本施策」になります。図に記載のとおり、教育大綱は5つの基本方針で構成され、基本方針1から3は教育に関すること、基本方針4は生涯学習関係、基本方針5はスポーツ関係となっております。

大綱の改定にあたり、基本方針1と2を入れ替えました。県の「学校教育指導方針」に沿った形で、「知・徳・体」の順序に並びを替えました。基本方針1に「知」、基本方針2に「徳・体」とし、基本方針2から基本方針4へ「次代を担う青少年の健全育成」を編入いたしました。

資料2に戻りまして、11頁と12頁をご覧ください。11頁の現大綱「基本方針2」が知育の「知」となっておりますので、大綱改定案では、「基本方針1」を知とし、比較いたします。また、現大綱と改定案を比較しやすくするため、参考として下の表に、教育振興基本計画の施策体系を記載しました。比較するための参考ですので、教育大綱の策定時には除かせていただきます。

12頁の基本方針1では、教育の重点施策である「デジタル教育」「外国語教育」を推進していくため、赤文字になります「ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成」、「グローバル社会に対応できる教育の推進」を基本施策といたしました。

基本施策の下にあるマルの項目ですが、こちらは、基本施策を進めるための基本方向となります。下の表の右側にあります基本方向の欄は教育振興基本計画と連携する部分となります。

次に、14頁の基本方針2をご覧ください。こちらは「知・徳・体」のうちの「徳と体」の

基本方針となります。教育の重点施策である「豊かな心を育む教育」を推進するため、赤文字の部分、「豊かな心の育成」を基本施策としました。下の表の基本方向の黄色の部分に、体験活動や読書活動を編入いたしました。

次に、16頁の基本方針3をご覧ください。こちらも教育の重点施策である「協働による学校づくり」を推進するため、赤文字の部分、「地域と一体となった教育の推進」を基本施策といたしました。

次に、18頁の基本方針4をご覧ください。こちらは生涯学習推進計画と連携している施策になります。中段にあります、基本施策3の「次代を担う青少年の健全育成」については、生涯学習課で主に事業の推進を行っていることから、教育振興基本計画から生涯学習推進計画に編入しております。

最後に、20頁の基本方針5をご覧ください。こちらはスポーツ推進計画と連携している施策になります。こちらは、大きな変更箇所はございません。

小美玉市教育大綱について、事務局からの説明は以上になります。

○市長

ただいま所管課より説明がありました。それでは私から意見を述べさせていただきます。

小美玉新時代に向けた教育の重点施策や国などの動向を踏まえた改定案となっているかと思えます。教育大綱に連携する、教育・生涯学習・スポーツの各計画では、それぞれの審議会で、今後の取組みを現在検討されているかと思えますが、「基本方針」の部分で2点ほど、気になる箇所がございます。

まず、資料2の12頁の基本方針1になります。中段にあります、「(基本施策3) グローバル社会に対応できる教育の推進」について、教育の重点施策である「外国語教育」を推進していきたいと考えておりますので、子どもたちの外国語教育や外国語活動の充実を図っていく内容を追記したいと考えています。

もう1点ですが、16頁の基本方針3になります。「(基本施策2) 地域と一体となった教育の推進」ですが、同じく教育の重点施策である「協働による学校づくり」の取組みとなる「地域学校協働活動」に関する内容についても、追記したいと考えています。

私からの意見は以上になります。それでは、「新たな小美玉市教育大綱」について、委員の皆様、羽鳥教育長のご意見やお考えをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか？

○狩谷委員

基本方針2について、「子どもたちの自主性・自立性を培い」という文言が冒頭にありますが、内容的なものを見ると、子どもたちの自主性、自立性を培うための施策が、ちょっと薄いのではないかと感じてならないのですが、これに言及した内容が出てきてもいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。

あと、基本施策1の「豊かな心の育成」の中で、「他者を思いやる心」の部分について、今、茨城県でも重点的に取り組んでいる「多様性の問題」についても、もう少し言及しておく必要性もあるのかなと思えます。

続いて、基本方針3ですが、先ほどの市長がお話された「地域と一体となった教育の推進」の中で、地域と学校の協働のことについて、すべての小・中学校義務教育学校でコミュニティ・スクールを今年から全校指定となりました。特に小美玉市の場合には、県下44市町村の中で一番最初にコミュニティ・スクールを位置付けた市町村でもあると思うので、これについてもやはり言及があった方がよろしいのかなと思えます。

続いて、基本方針2の「豊かな心の育成」の中で、施策体系の改定案の4つ目に「生徒指導の充実」が挙げられていると思えますが、この内容と基本方針3の基本施策にある「いじめや不登校の解消に向けたサポート体制の充実」をあえて分けて記載した意図はお聞きできればと思えます。

○教育企画課 植田課長補佐

基本方針に「いじめや不登校の解消に向けたサポート体制の充実」と「生徒指導の充実」が二つに分かれている理由ですが、教育的内容の部分で「生徒指導の充実」を基本方針2に入れて、相談体制いわゆるスクールソーシャルワーカーといった相談体制の部分の基本方針3に持ってきて2つに分けており、現在、教育振興基本計画ではそのような位置付けとしております。

○市長

「自主性を培う」の具体化と、「地域と一体となった教育の推進」で、コミュニティ・スクール関係の部分の具体的にとありましたが、その辺についての考えは？

○教育企画課植田課長補佐

基本方針に掲げていることが、確かに基本施策に反映されていない部分ですので、ここは施策をもう一度検討させていただければと考えております。

それから子どもたちの多様性の部分、ここの視点の部分もちょっと欠けているところがありますので、教育振興基本計画の中で補っていければというふうに思います。

また、コミュニティ・スクールの部分は、地域学校協働活動といったようなものと合わせて、生涯学習推進計画にも位置付けられてはいますが、施策の方には見えてこない部分もありますので、ここも内部で検討し、もう少し見えるような形で謳っていければと思っております。

○中村委員

今後の教育の問題を終わらせるときに、「AIの問題」、それから「グローバル社会」、それは突き詰めれば、市長が言ったように、外国語をどこまで習得するかということを中心に、外国の事情を勉強し身に付けると。そういうことが大事になってくるだろうと。間違いなくそういう時代が来るということのはっきりしていますので、その推進は最優先でやるべき問題だと思います。

一方、今、分断社会・格差社会になり共同体が崩壊する、そういう時代の中で、市長が指摘しているように、いわゆる道徳とか人権教育の充実、いわゆるメンタル面の問題も重要だと思いますので、「豊かな心の育成」も非常に大事だと思います。何か一つだけやれば解決するという世の中ではないので、その組み合わせを大事にしていかなければならないと思います。

その中で、今回非常に感心したのは、資料2の6頁の部分で、「基本理念」、「基本方針」があって、その次に「基本施策」を具体的に入れてもらったと。この中身については少し考えなければならぬ点もあるかと思いますが、例えば、基本施策の3段目の「系統性・連続性のある小中一貫教育の推進」と言えば、ある程度具体的なイメージが湧いてくる。この先は、現実に現場で具体的な形にどのように落とし込んで、この大綱に沿った形で目標を実現するかということになってくると思いますので、これは非常に良いと思います。

ただ、1段目の「グローバル社会に対応できる教育の推進」は方針であって、施策ということになれば、市長の話にあったように、「外国語教育の充実」など、そういうものが具体的に示されることが非常にわかりやすく、実効性があるのではないかと思います。なので、この基本施策の中身を、もう少し具体的にわかるような形で表現してもらえると良いと思います。

○柴田委員

基本施策をそれぞれの方針のところ項目立てとして打ち出すことで、どういうふうに繋がっているのかが理解しやすくなったと思います。教育振興基本計画の方で、もっと具体化させたり、大綱の方で、もう少し充実した記載にしたほうが良いのではないかと。中身については、まだこれから議論する余地があるかとは思いますが、どういった考えで、何をするのかというのが大綱でもわかり、教育振興基本計画の内容がどういった考えに基づいて行われるのかが、とても結びつけやすくなったと感じております。

○山口委員

平成30年に作ったものに対して、世の中が動いてきたので多少改定をするということかと思えます。子どもたちの学力向上ももちろん大事ですし、ただ、我々の時代と比べて、子どもたちも昔と違ったものをどんどん教え込まれているのが現状かと思えます。そういう中で、子どもたちが教わったものをどこまで咀嚼できるかということ、教わったものを「全部わかりました」というほど甘くはないと思えます。むしろ、そういう状況が我々の時代と違い、小美玉ばかりでなく全国的に見ても大きく変わってきたわけですが、そのことによって考えられない事件などが発生している現実があります。そういう中では、学力の向上ももちろんですが、心の教育、大きく言えば道徳になりますが、これらの重点的な施策も必要ではないかと。具体的にはちょっとわかりませんが、そのように思っています。

この大綱を進める上で、以前の定例会で教育部長にも話しましたが、市長部局に移った生涯学習とスポーツの部分が、果たしてこれからもそれでいいのかは検証する必要があるのではないかと思います。すぐに検証できるものではないと思いますが、私個人としては戻した方がいいのかなど。ただ、戻すにしても、やはりこうだから戻さなければという部分がなければ戻す必要もないですし、そこら辺も併せて検討してもらえればと思います。

○市長

山口委員のご指摘ですが、以前のご意見を踏まえ、現在内部で検討しておりますので、よろしく願います。

○小仁所委員

素晴らしい大綱であって、基本理念、基本方針、基本施策ということですが、中村委員が言った通り、これを現場でどういうふうに指導していくかが一番大事だと思うので、柔軟に、教育現場で熱心に指導していただきたいと思えます。

○教育長

今の小仁所委員の発言を受けまして、教育行政を推進する私並びに教育委員会事務局としては、この教育大綱、そして、教育振興基本計画をもとに学校教育の中で、各学校で望ましい実践ができるよう我々自身が導いたり、支援していかなければならないという思いは強く持っています。

また、教育大綱、それから教育振興基本計画を策定する上で、キーワード的なものがあると思っています。一つは「グローバル&ローカル」で、市長の重点施策にもあります、「グローバル化」のためのデジタル教育や外国語教育、この環境をしっかりと整えていかなければならないところもあるし、「ローカル」な部分では、教育は学校や家庭だけでなく、地域の人に参画してもらい、地域と共にある学校づくりを進めること。具体的にはコミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、この辺りはもっともっと強く進めていかなければならないのかなという思いがあります。

もう一つキーワードとして、「不易と流行」があり、これも教育を語る上で大事な部分だと思います。「流行」については、とにかくグローバル社会ですし、5年前から見ても、変わってきた部分、また、変えていかなければならない部分は本当にたくさんあります。先ほどの「グローバル」の部分で言うデジタル教育や外国語教育もそうですし、その他にも幾つかありますので、それらを重点としてやっていかなければならない。

その一方で、ずっと変わらないもの、変えてはいけないものとして「不易」の部分も大事にしたいなという思いがあります。「心」の部分もそうですし、多様性を重んじる部分で、人を思いやる心や感謝の気持ち、また、今の子を見ると多少の失敗や挫折に挫けてしまう、そういう子が多い傾向にあるので、やっぱり「挫けない心を持たせる」とか、人としての芯の部分をしっかり身につけさせたいという思いがあります。

いろんな意見いただきましたので、教育委員会としても検討して、策定に関わっていきたいと思っております。

○市長

皆様からさまざまなご意見等いただきました。これからそれらを、事務局の方で整理しながら進めていきたいと思っています。皆様からその他、ご意見等はございますか。

⇒意見なし

○市長

様々なご意見等々、ありがとうございました。それでは協議事項は以上となります。

本日委員の皆様や羽鳥教育長からいただいたご意見等を踏まえまして、新たな教育大綱の素案を作成して参ります。事務局から説明があったとおり、市民へのパブリックコメントを実施し、その結果を反映した本大綱の原案を、令和5年2月に開催する第3回目の総合教育議会にて、皆様にご協議をしていただく予定ですが、皆様よろしいですか。⇒異議なし

また、本大綱と連携する「第2次総合計画」などの各計画についても、本日皆様からいただいたご意見を踏まえて策定して参ります。今後も将来を担う子どもたちのために、教育委員会と十分な意思疎通を図りながら、教育行政の推進を図って参りますので、何卒ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

進行を司会に戻したいと思えます。

ご協力のほどありがとうございました。

○司会

それでは以上で、令和4年度第2回総合教育会議は閉会とさせていただきます。

大綱につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、教育委員会定例会でお示し、その上でパブリックコメントにかけていきたいと思えますので、ご承知いただき閉会ということでお願いしたいと思えます。

ご協議、誠にありがとうございました。